「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】 (原案) 」について、

学識経験を有する者、関係する住民、関係都県から

いただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方

本資料は、「利根川水系中川・綾瀬川河川整備計画【大臣管理区間】(原案)」について学識経験を有する者、関係する住民等、関係都県からいただいたご意見に対する関東地方整備局の考え方を示したものです。

なお、できるだけわかりやすくご説明する観点から、いただいたご意見について、その論点を体系的にいただいたご意見の概要として整理したうえで、ご意見の概要ごとに関東地方整備局の考え方を示しております。このため、ご意見を提出していただいた方が指定した章節と、関東地方整備局の考え方を示した章節が一致していない場合があります。

国土交通省 関東地方整備局

| 原案章節                               | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要  | 関東地方整備局の考え方   |
|------------------------------------|----------|--|---|
| 1.4 河川環境の沿革                        | 1        | <b>&lt;河川環境の概要について&gt;</b> ・中川は、多くの野生生物の生育・生息場所であることを明記してほしい。  | ・流域における河川環境については、原案「1.4河川環境の沿革」において、多様な生物が生息・生育・繁殖していることを記載しています。 |
|                                    | ·        | ・多様な生き物の生息・生育・繁殖の場は、ヨシ原や干潟だけでなく、連続<br>する樹木・草原などもあることを明記すべき。  |   |
| 2. 2河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題 | 2        | <b>く主要地点の流況について&gt;</b> ・非かんがい期は農業用水の取水量が減少し、基礎的な流量が少なくなることから、「還元量が極端に低下する」という表現を改めるべき。                            | ・ご意見を踏まえて修文します。   |
| 2.3 河川環境の整備と<br>保全に関する現状と課<br>題    | 3        | <b>〈河川空間の利用について〉</b> ・綾瀬川沿いに立地した合板工場材木を運ぶ引き船について、合板工場は現在なく、曳舟も往来していないため、削除すべき。                                     | ・ご意見を踏まえて修文します。   |
| 2.5 新たな課題                          |          | <b>〈気候変動の影響を踏まえた今後の対策について〉</b> ・今後の河川整備の実施に当たっては、新たな課題として記載されている気候変動の影響に伴う降水量の増加や海水面の上昇を踏まえ、引き続き、関係自治体と連携して進めてほしい。 | ・関係自治体の皆様と連携し、適切な整備等に努めてまいります。                                    |
|                                    | 5        | <b>く地震対策について&gt;</b> ・地震によって生じる被害について、過去や今後予測される地震によって生じる津波の河川遡上による水位上昇の程度や、被害の全体像等を予測しておくことが重要であることを記載してほしい。      |   |

| いただいにと思えの似女と行えり                                  |          |   |  |
|--|----------|---|--|
| 原案<br>章節   | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要   | 関東地方整備局の考え方  |
| 4. 河川整備計画の目標<br>に関する事項                           | 6        | <b>〈河川の維持管理の目標について〉</b> ・河川の多面的機能の発揮よりも、国は環境の保全を優先すべき。  | ・中川・綾瀬川では、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載のとおり、治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全と秩序ある利用の促進に努めてまいります。  |
| 4.1 洪水、津波、高潮<br>等による災害の発生の<br>防止又は軽減に関する<br>目標   | 7        |   | ・河川整備計画における「洪水、津波、高潮等による災害の発生の防止又は<br>軽減に関する目標」については、原案「4.1 洪水、津波、高潮等による災害<br>の発生の防止又は軽減に関する目標」に記載のとおり、戦後最大洪水である<br>昭和33年9月洪水と同規模の洪水に対して、災害の発生の防止又は軽減を図<br>ることとを記載しています。<br>・なお、年超過確率は、有識者会議資料に記載のとおり1/24です。 |
| 4.3河川環境の整備と保<br>全に関する目標                          | 8        | <b>〈河川環境の整備と保全に関する目標について〉</b> ・「30by30」の達成には、保護地域以外でも生物多様性に富む場所の保全が必要であるため、早急な調査の実施と具体的な保全方針の策定に取り組んでほしい。 ・河川整備計画へ生物多様性の損失を食い止めて回復させる「ネイチャーポジティブ」の考え方を取り入れてほしい。 | ・ご意見の趣旨については、原案「4.3 河川環境の整備と保全に関する目標」に記載のとおり、生物多様性に配慮した整備の実施を行ってまいります。   |
| 5.1.1 洪水・津波・高<br>潮等による災害の発生<br>の防止又は軽減に関す<br>る事項 | 9        | とって進めてほしい。  | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (1) 洪水を安全に流下させるための対策」に記載のとおり、本計画における河道掘削に当たっては、河床変動、動植物の多様な生息・生育・繁殖環境等に配慮するとともに、安定した断面形状の確保に努めます。<br>・また、必要に応じて計画の見直しを行う際には、将来計画を踏まえた対策の検討に努めます。                                       |
|  |          | <b>く堤防の整備について&gt;</b> ・本計画の大臣管理区間内において堤防高が一部不足している区間について、整備を着実に推進してほしい。   | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.1 (1) 1) 堤防の整備」に記載のとおり、本計画に基づき、適切な整備等に努めてまいります。  |

| 原案  |          |  |  |
|---|----------|--|--|
| 章節  | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要  | 関東地方整備局の考え方  |
|   | 11       |  | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.1(1) 4)放水路及び排水設備等の整備」に記載のとおり、詳細な調査及び検討を行い、関係機関と調整の上、必要な整備を行うとし、整備に当たっては、排水先の河川整備の状況を勘案しつつ適切に実施するとしております。   |
| 5.1.2 河川の適正な利<br>用1 及び流水の正常な<br>機能の維持に関する事<br>項 | 12       | <生物多様性について> ・本流域では、特に農地の保全は治水及び生物多様性の双方に対して重要であるが、開発等により農地が失われているため、早期に取組を推進してほしい。           | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3(4)グリーンインフラの推進」に記載のとおり、雨水貯留や浸透等の自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの推進を図るため、関係者と国内外の先進事例等を共有するとともに、技術的支援等を行ってまいります。 |
|   |          |  | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3 (2) 自然環境の保全と創出」に記載のとおり、自然環境の保全・再生・創出、連続性を確保する生態系ネットワークの形成を実施します。   |
|   | 13       | ・古綾瀬自然ひろばにあるビオトープ池へ綾瀬川の水を流入出させて、綾瀬川の魚類等の生育・生息場所の再生をすることを追加してほしい。                             |  |
|   | 10       | ・「エコトーン」の保全・創出による自然環境の連続性・多様性の確保をしてほしい。  |  |
|   |          | ・サギの餌場となる周辺の水田も保全し、地域流域の生物多様性を保っていくことが、生態系の微妙なバランスを保つ上でも必要と考えられ、河川を中心により良い生態系ネットワークを形成してほしい。 |  |

| 原案章節                   | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要 | 関東地方整備局の考え方   |
|------------------------|----------|-------------|---|
| 5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項 | 14       |             | 載のとおり、中流部におけるサギ類の集団営巣地は、埼玉県内における大規模で安定的な箇所は希少であることから、当該地については、周辺の河川整備による影響の低減に努め、必要に応じて代償措置について検討し進めてま  |
|                        | 15       | 対策をとるべき。    | ・河川空間の適正な利用を増進することも重要であり、原案「2.3 (3)河川空間の利用」に記載のとおり、首都圏における貴重なオープンスペースとして多様に利用されています。 ・また、原案「5.2.3 (3)河川空間の適正な利用」に記載のとおり、自然環境の保全と秩序ある河川利用の促進を図るため、河川環境の特性に配慮した管理を実施し、治水、利水及び動植物の生息及び生育環境、景観等の調和を図り、適正な河川利用がなされるよう努めます。 |

| 原案章節   | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要   | 関東地方整備局の考え方   |
|--|----------|---|---|
|  | 16       |   | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3 河川環境の整備と保全に関する事項」に記載のとおり、河川利用及び地域の計画やニーズを踏まえ自然との調和を図った整備と保全を行うこととし、実施に当たっては、必要に応じ学識経験者等から助言を得て実施します。  |
|  | 17       | L'\ <sub>o</sub>  | ・ご意見の趣旨については、原案「5.1.3 (4) グリーンインフラの推進」に記載のとおり、グリーンインフラとして、河川整備時に、干潟やヨシ原、河畔林、ワンドなどの水際部の自然環境を創出する多自然川づくりや水辺の楽校の機能を維持し、河川利用に関する多様なニーズを踏まえての環境学習や自然体験の場の整備を関係機関と調整して行うこととしており、都市域における貴重な自然との触れ合いの場である施設として、関係機関等と連携して維持して行くこととしております。 |
| 5.2.1 洪水、津波、高<br>潮等による災害の発生<br>の防止又は軽減に関す<br>る事項 |          | <水害リスク評価(試行)について><br>・水害リスク評価は、河川整備計画における整備内容毎に効果が表現される<br>よう検討してほしい。<br>・施設整備による浸水継続時間の変化が示されるよう検討してほしい。 | ・ご意見については、原案「5.2.1(7)7)水害リスクの評価、水害リスク情報の共有」の趣旨を踏まえ、今後の参考とさせていただきます。   |
|  | 18       | ・水害リスク評価の検討における土地利用条件はどの時点であるか教えてほしい。<br>・水害リスク評価の検討条件には、内水による氾濫を考慮しているか教えてほしい。                           | ・本検討においては、現時点の最新データを適用し、外水氾濫による被害を<br>算定しており、大臣管理区間外の支川及び下水道等の内水による氾濫は考慮<br>しておりません。  |
|  |          |   |   |

|    | 論点<br>番号 |   | いただいたご意見の概要  | 関東地方整備局の考え方 |
|----|----------|---|--|-------------|
| 章節 |          |   |  |             |
|    |          | <b>〈防災・環境教育の推進について〉</b> ・治水と環境保全は密接な関係があるため、環境教育を改めて流域治水に関する教育学習とし、治水と環境における両立の重要性を伝えていくべき。   | ・ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (7) 9) 防災教育や防災知識の普及」に記載のとおり、住民が日頃から河川との関わりを持ち親しんでもらうことで防災知識の普及に資するために、河川協力団体等による河川環境の保全活動や防災知識の普及啓発活動等の支援に努めます。  |             |
|    |          | ・学校や地域住民に対する情報発信は重要であり、特に、学校教育現場においては総合的な学習等を活用して、治水と環境が連携した情報発信の枠組み<br>を作ってほしい。  | ・また、原案「5.2.3(6)環境教育の推進」に記載のとおり、人と自然との<br>共生のための行動意欲の向上や環境問題を解決する能力の育成を図るため、<br>環境教育や自然体験活動等への取組について、市民団体、地域の教育委員会<br>や学校等、関係機関と連携し、推進してまいります。  |             |
|    | 20       | <b>〈河川管理施設の維持管理について〉</b> ・全国と比較して、本流域は排水施設数及び排水量が多い。今後、人員不足が進むことを踏まえ、排水機場の自動化及び無人化を進めていく必要があることから、排水機場の維持管理や操作規則の最適化について、社会的な背景を踏まえて追記してほしい。  ・排水機場の維持管理に当たり、必要な物品の入手が難しいなど、安全保障の観点からも、排水機場の維持管理体制を考えていくなどを記載してほしい。 |  |             |
|    |          | ・河道の縦横断測量は何年を目安に実施しているか。  | ・ご意見の趣旨については、原案「5.2.1 (2) 河道の維持管理」に記載のとおり、河道内の樹木については、動植物の生息・生育・繁殖環境及び景観に配慮しながら、必要に応じて適切に実施します。 ・河川の縦横断測量は、「河川定期縦横断測量業務実施要領・同解説」の記載を参考に、5年毎を目安に実施していますが、大規模な洪水の発生後等、必要に応じて実施しています。 ・堆砂量の把握については、原案「5.2.1 (6) 河川等における基礎的な調査・研究」に記載のとおり、河床の変化、河床材料等を必要に応じて調査し、維持管理に活用することとしています。 |             |

| 原案章節   | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要  | 関東地方整備局の考え方   |
|--|----------|--|---|
| 5.2.2 河川の適正な利<br>用及び流水の正常な機<br>能の維持に関する事項      | 22       |  | ・ご意見の趣旨については、原案「5.2.3(2)自然環境の保全」に記載のとおり、「河川水辺の国勢調査」等の調査結果については、動植物の生息・生育・繁殖環境等の基礎情報として活用するとともに市民団体、学識経験者、関係機関が有する環境情報等と合わせて情報の共有化を図り、河川整備等の実施時に活用してまいります。 |
| 5.2.3河川環境の整備と<br>保全に関する事項                      | 23       | <b>&lt;水質の保全について&gt;</b> ・「5.2.3 (1) 水質の保全」に記載の表現について、「農業用水路の管理者等と連携し、水質の改善を図ります」の文言を削除すべき。      | ・ご意見を踏まえて修文します。   |
| 6.1 流域全体を視野に<br>入れた総合的な河川管<br>理と流域全体で取組む<br>対策 |          |  | ・ご意見の趣旨については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取組む対策」に記載のとおり、今後、流域全体での浸水被害の軽減に向け、河川への流出抑制に関する対策や土地利用の工夫等の流域全体での取組を促進するため、流域内の関係機関との連携を図ります。                 |
|  | 24       | ・これまで農家は、洪水時における水田の水回しに苦慮されており、水田貯留をはじめとした流域治水の取組への理解や協力を得るためには、排水改良等のバックアップをすることが重要である。         |   |
|  |          | ・農地の貯留機能の保全を原案「5.2.1 (7) 12) 土地利用、住まい方の工夫等のまちづくりと一体となった対策」または「6.その他河川整備を総合的に行うために留意すべき事項」へ記載すべき。 | ・ご意見を踏まえて修文します。   |
|  |          | ・水田の雨水貯留機能、自然生態系の機能などに着目して、さらに水田の保<br>全を推し進めるべき。   |   |

| 原案<br>章節 | 論点<br>番号 | いただいたご意見の概要   | 関東地方整備局の考え方  |
|----------|----------|---|--|
|          | 25       | が出来ない構造物作りについて、「流域治水」の観点から考え直すよう指導をしてほしい。<br>・上記取組には、あらゆる関係者と書かれているが、どのような市民が参加<br>しているか。参加なしであれば、市民を参加させるべき。 | ・ご意見の趣旨については、原案「6.1 流域全体を視野に入れた総合的な河川管理と流域全体で取組む対策」に記載のとおり、河川への流出抑制に関する対策の促進のため、流域内の関係機関との連携を図ってまいります。・市民の参加につきましては、原案「6.2 地域住民、関係機関との連繋・協働」に記載のとおり、地方公共団体や地域の教育委員会、学校、ボランティア団体、民間企業等との連携・支援を積極的に図り、河川協力団体や地域住民や関係機関、民間企業等と一体となった協働作業による河川整備を推進していくこととしています。 |
|          | 26       | <b>&lt;土地利用の見込みについて&gt;</b> ・特定都市河川浸水被害対策法の法的枠組みの活用を検討する背景から、今後の土地利用の傾向を予測し、これを踏まえた計画とすべき。                    | ・本計画においては、今後概ね30年間に見込まれる土地開発を考慮しており<br>ます。   |
| その他      | 27       | <b>〈河川整備計画(原案)の公開について〉</b> ・専門家や関係者以外の一般市民が簡単に見ることができる方法としてほしい。   | ・河川整備計画(原案)につきましては、国土交通省関東地方整備局及び江<br>戸川河川事務所のホームページにて公表しており、どなたでも閲覧が可能で<br>す。   |